

揺らぐアメリカ民主主義 American Democracy 構造と行為の連関から¹ From a Perspective of Structuration Theory

本田量久
HONDA Kazuhisa

1. アメリカ民主主義の動態を捉える——本稿の問題意識

アメリカ民主主義は、深刻な人種差別の実態にもかかわらず、自国民や国際社会に向かって、自由や正義などの理念を訴え、その普遍性と正統性の承認を求め続けてきた。では、これに対して、差別を受け続けた黒人はどのような態度を示しただろうか。1950年代に至るまで、黒人大衆の不満が組織化されて、人種平等の実現を訴える大規模な運動に発展することはなかったし、それどころか、多くの黒人は、黒人の先天的な「劣等性」を説明する人種主義的言説を内面化し、それに服従し続けることによって、皮肉にも白人中心的な権力構造の再生産を支え続けた。

しかし、1950年代半ばになると、公民権団体を中心として、労働組合、学生団体、女性団体、ユダヤ人団体などの民族団体をも巻き込みながら、人種的利害を超えた包括的な利害を訴える公民権運動が広く展開されていった。また、冷戦イデオロギー対立の深刻化に伴うソ連による反米プロパガンダの展開、人種差別や植民地支配に対する非白人諸国からの批判にさらされながら、アメリカ民主主義は国内外でその正統性を大きく揺るがされていった。その結果として、アメリカは自国が抱える人種問題の解決に取り組まざるをえなくなり、紆余曲折を経ながらも1964年公民権法や1965年投票権法を成立させるに至った。

1950、60年代の時代背景におけるアメリカ民主主義の権力構造と黒人の

行為の連関に注目したとき、以上のようなアメリカ民主主義の再生産と社会変革はどのように説明されるだろうか。本稿では、第一に、白人中心的な権力構造と結びついた差別的な制度、政治文化、イデオロギーは、黒人の受容とそれに伴う自発的服従に支えられながら再生産されたということ、第二に、しかし、黒人は決して受動的な存在ではなく、アメリカ民主主義の自己矛盾に対する不満を増幅させた結果、能動的かつ戦略的な行為を通じて白人中心的な権力構造の変革を促しながら新たなアメリカ民主主義の再構築に参与したということを社会的に明らかにしたい。

2. 同意と抵抗の間 ——イデオロギーと権力構造の理論を巡って

アメリカ民主主義は、最大限に「個人の自由」を尊重し、政府による市民生活の介入を最小限に抑制すべきとする傾向が強く、また、多くのアメリカ国民がその普遍性と正統性を自認している。しかし、アメリカ史が示してきたように、アメリカ民主主義のイデオロギーは決して中立なものではなく、むしろ、人種平等の実現を目指す公民権政策の妥当性を斥ける一方で、黒人の「人種の劣等性」を訴える人種主義的言説と固く結びつきながら、白人中心的な権力構造を存続させる論拠となることが少なくなかった。

ここで社会的に興味深いのは、アメリカ民主主義の恩恵から構造的に排除され、厳しい条件を生きざるをえなかった黒人も支配的イデオロギーを内面化し、白人中心的な権力構造に服従し続けたという事実である。心理的・身体的暴力によって、黒人を絶対的服従に追い込むこともしばしばであったが、支配集団による一方向的な強制力の発動のみならず、黒人の自発的服従を誘発する機制を理解し、更には、そこに潜在する黒人の抵抗可能性を読み取らないならば、白人中心的な権力構造の動態を説明できないだろう。

権力構造における支配集団と被支配集団の動態的な関係を理解するために、ここで概観してみたいのが、イデオロギーと権力構造に関する理論である。K・マルクスとF・エンゲルスは『ドイツ・イデオロギー』のなかで、「どの時代においても、支配階級思想が支配的思想になる。つまり、社会の支

配的な物質的権力は、同時に支配的な精神的権力である」と述べている²。労働者階級は、資本主義の生産諸関係に組み込まれ、賃金と労働力の等価交換という経済原理を正統なものとして内面化した結果、搾取構造の現実を正しく認識できないまま、実際には低い賃金で多大な労力を資本家に提供するようになる。確かに、マルクスの議論には、労働者は生産手段をもたないがゆえに資本家に依存せざるをえないという唯物史観を読み取ることもできるが、生産諸関係などの下部構造のみならず、イデオロギーをはじめとする上部構造にも着目することによって、搾取と労働疎外の構造を不可視化し、被支配集団の抵抗可能性を弱めようとする近代的な権力構造の力学を解明するうえで重要な論点を含んでいる。

マルクスのイデオロギー論に影響を受けたL・アルチュセールは、下部構造が上部構造を決定するという経済還元論を斥け、文化やイデオロギーも相対的自律性をもって権力構造を支えているとする重層的決定論を提起した³。アルチュセールによれば、メディア、法システム、教育システム、政治システムといった国家のイデオロギー諸装置が複合的に働くことによって、支配的イデオロギーが社会全体に浸透し、被支配集団の自発的服従を促すような権力構造がつけられている⁴。つまり、アルチュセールのイデオロギー論は、支配集団による一方向的な強制力の発動ではなく、支配集団と被支配集団の間で作用する力の双方向性に近代的な権力構造の特徴を読み取っており、社会的に重要な論点を示している。ただし、権力構造を予定調和的に捉え、支配的イデオロギーを巡る潜在的な緊張や対立、被支配集団の行為主体としての能動性、社会変動の可能性などを視野に入れた動態的な把握が欠落しているのではないかと疑問も指摘されている⁵。アルチュセールのイデオロギー論がもつ有効性と限界を示したところで、次にA・グラムシの議論をみてみよう。

グラムシによれば、近代的な権力構造は、支配集団による一方向的な強制力ではなく、イデオロギーの働きを通じて、被支配集団の同意と服従を引き出すことによって安定化される。しかし、社会変革に関するマルクスの議論と連なって、グラムシは、同意と服従を巡って、支配集団と被支配集団の間で潜在的な緊張が権力構造に内在していると考える。被支配集団は、権力構

造に組み込まれながらも、そこにおいても能動的な行為主体であり、支配的イデオロギーを受容するとは限らない。確かに、支配集団が被支配集団に対して暴力を発動して服従を強制しようとする場合も、一時的には被支配集団の抵抗可能性を剥奪しうるだろうが、支配集団の意図に反して正統性危機をもたらし、更には激しい反発を招いて権力構造の動揺をもたらしうる⁶。

マルクス、アルチュセール、グラムシのイデオロギー論はそれぞれ力点が異なるが、いずれの議論にも共通するのは、構造と行為を連関したものとして把握していたという点であろう。被支配集団が服従するにせよ、抵抗するにせよ、権力構造においては、支配集団と被支配集団の間で双方向的な力の交渉が絶えず進行しており、そこに緊張を内在した動態的な様相を読み取ることができる。

3. 構造と行為の連関を問う ——構造の再生産と社会変革を巡って

とはいえ、権力構造に内在する緊張がそのまま社会変革に直結することは多くない。権力構造に抵抗しうる能動的な存在として被支配集団を捉えることが妥当であろうとも、無条件に被支配集団が社会変革を促しうる力になるということを意味しない。

R・ダールが論ずるように、被支配集団は、不可視化された不平等な現実を認識できるとは限らないし、それが正統性を欠いたものとして認識し、その解決を訴えたとしても、多くの場合、その要求が実現するには至らない⁷。その大きな理由は、「資源の不均衡配分 (unevenly distributed resources)」にある。ダールは、政治的实践に求められる資源として、「個人の時間、資金力、信頼、富、職業に関するコントロール、情報に関するコントロール、威信や社会的地位、カリスマ、人気、正統性、合法性、公職に関する諸権利」⁸、ひとを動員する「集会的資源 (collective resource)」⁹を挙げているが、支配集団に比べて、被支配集団がこれらの資源を動員できる可能性は限られている。それどころか、権力構造に組み込まれているがゆえに、被支配集団は日常生活を通じて支配的イデオロギーを内面化し、無自覚のうちに権力構造に

服従していることは少なくない¹⁰。

だが、「資源の不均衡配分」とはいえ、支配集団がすべての資源を独占し、被支配集団に動員可能な資源がないということを意味しない¹¹。ダールによれば、資源は不均衡に配分されながらも、社会全体に分散している。とりわけ、限られた資源しか動員できないマイノリティ集団は、その他の複数マイノリティ集団 (minorities) との連合勢力を形成して、利害の共有化を図り、戦略的にその実現を目指そうとする。他方で、政党や政治家は、広く支持層を得るという選挙戦略上、マイノリティ集団を含む有権者に対して「相対的に敏感に反応すること (responsive)」が要請される¹²。被支配集団が戦略的な資源動員を通じて多様な利害を国家権力に訴えかけることができるという多元統治 (polyarchy) モデルは、権力構造における支配集団と被支配集団の双方向的な関係のみならず、被支配集団の資源動員と社会変革の可能性を問ううえで有益であろう。

しかし、ダールは、投票権の行使がもたらす民主化に焦点を置く一方で、権力構造における被支配集団の能動的かつ戦略的な行為や資源動員、公民権運動などの社会的圧力が及ぼしうる影響については十分に論じていない。そこで、構造と行為の動態的な連関に着目しながら、構造の再生産と社会変革を理解するギデンズの構造化理論を検討してみよう。

ギデンズによれば、構造は、資源 (resources) と規則 (rules) であり、行為主体 (agents) に対する制約条件となっている。資源は、経済的・物質的なコントロールに関する配分資源 (allocative resources)、ひとびとの行動や思考のコントロールに関する権威資源 (authoritative resources) に大別することができる¹³。規則には、制度として明文化された法律、社会化の過程で内面化される暗黙的な規範などを挙げられる。ダールの議論と連なるが、資源や規則といった制約条件は、すべてのひとに等しく作用するのではなく、とりわけ被支配集団の行為選択を困難にする。この結果として、被支配集団は所与の権力構造に従った反復的行為を続ける一方、権力構造はこれを媒介としながら再生産されることになる。

このことから、構造は行為の帰結であると理解できる。この点は、ギデンズの構造化理論を支える重要な論点として強調しておきたい。社会学に

において「客観主義か、主観主義か」といった不毛な議論がしばしばなされたが¹⁴、構造が行為を決定するという立場を採用すれば社会変動の動態を理解できないし、逆に個人を構造的制約から自律した自由な存在として捉えるならば構造の持続性を説明できなくなる。ギデンズは、構造と行為を切り離して社会現象を説明しようとする二元論 (dualism) を斥け、「構造の二重性 (duality of structure)」——すなわち、構造は行為の制約条件 (constraint) であるとともに行為を可能にする条件 (enablement) であり、その行為が媒介となって帰結されるものである——を理解することの重要性を訴える¹⁵。

そして、構造の二重性という視点は、構造の再生産のみならず、社会変革の可能性を考える際にも生きてくる。つまり、行為によっては、その帰結である構造は別様にありうるという可能性が示されるからである。ギデンズが論ずるように、人間は権力構造にただ翻弄されるだけの「操り人形」ではなく、限られた構造的条件を活かし、戦略的に資源を動員しながら、ときに所与の規則を「逸脱」した実践を行なうことによって、自らの生きる条件の改善や社会変革を目指しうる能動的な行為主体である。

また、ギデンズが「権力関係とは、自律と依存の関係であるが、最も自律的な行為主体でもいくらかには依存せざるをえないし、逆に最も依存的な行為主体でもその関係においていくらかの自律性を保持している」¹⁶と述べるように、支配集団と被支配集団の間には「制御の弁証法 (dialectic of control)」が働いており、常に双方向的な力が拮抗している。つまり、権力構造は支配集団による権力行使と被支配集団による服従を通じて持続的に再生産されるが、他方で被支配集団が支配集団による権力行使に抵抗し、社会秩序が揺るがされる可能性も開かれているのである。

更に、ギデンズは、労働現場の権力構造を取り上げながら、動員可能な資源が限られた労働者であっても、サボタージュやストライキによって、資本家との権力関係を無効化しうることを示している¹⁷。権力構造の再生産は被支配集団の服従に依存しており、逆に言うならば、被支配集団は、日常の実践の場における小さな不服従を通じてさえも権力構造を揺るがしうるのである。

ここまで権力構造に関する理論を概観し、これらが権力構造の再生産を論

じつつも、それは硬直的なものではなく、被支配集団の戦略的な資源動員によって変容しうる可能性をも示していることを確認した。このような権力構造の二重性は、現実の世界ではどのように理解されるだろうか。1960年代に至るまでのアメリカを事例として、白人中心的な権力構造と黒人の行為の連関に着目しながら、人種問題の再生産と社会変革に関する社会学的な理解を試みたい。

4. 人種隔離政策と白人優越論 ——白人中心的な権力構造の「正統性」

1607年、イギリスがバージニア州ジェームスタウンにはじめての植民地を建設すると、それに続き、1619年、はじめての黒人が入植した。1641年にはマサチューセッツで奴隷制が合法化され、合計1,500万人の黒人奴隷が北米大陸に連れてこられた¹⁸。

それから200年以上が経過すると、1863年の奴隷解放宣言によって奴隷制が廃止され、それまでは白人奴隷主の所有物に過ぎなかった黒人ははじめてアメリカ合衆国市民として認められた。奴隷解放宣言と連動して、アメリカ合衆国憲法修正第13条（奴隷身分の廃止、1865年）、修正第14条（法の下での平等な保護、1868年）、修正第15条（人種、肌の色、奴隷身分の如何にかかわらず投票する権利の保障、1870年）が、また1866年には連邦議会ではじめての公民権法が成立し、リコンストラクション（新しい南部社会の民主的再建）が進行していった。

しかし、1877年にリコンストラクションが破綻すると¹⁹、南部地域では、公立学校、交通機関、居住地域、飲食店、宿泊施設、病院、公園、墓地、洗面所など至るところで人種隔離政策が実施されていった。1896年にはプレッシー最高裁判決によって、白人と黒人が同等の条件で公共施設やサービスにアクセスできる限りは人種隔離をしても修正第14条に抵触しないとする「隔離すれども平等」原則が確立される。ただし、人種隔離政策において、平等の条件が満たされていたかという実態はそうではなかった。たとえば、黒人学校の教育環境は著しく劣悪であり、州の財政難を理由に閉校になること

もあった²⁰。それでも、修正第14条に従っているかのように装う「フィクション」として「隔離すれども平等」原則は存続し、人種隔離政策が「合法」である根拠であり続けた²¹。実際に、「隔離すれども平等」原則に言及しながら「人種隔離が本質的に不平等であるという見解に与しない」²²と発言する連邦議員も少なくなかった。

「隔離すれども平等」原則によって、人種隔離政策は「合法」なものとして推進されたが、社会学的に重要なのは、A・ハッカーが「ひとびとの差別感情は、制度の機能に影響を及ぼす」²³と述べるように、南部白人社会に浸透していた白人優越論に支えられながら運営された点である。ただし、白人優越論は、白人の黒人嫌悪と差別感情と深く結びついていたことは確かであるが、「客観的」な根拠をもって黒人の「人種的劣等性」を説明することによって、人種隔離政策の「正統」な論拠となったことも指摘しなければならない。たとえば、当時の優生学は、脳容積や知能指数といった「客観的」な根拠をもって「非理性」「非文明」「怠慢」といった黒人の「先天的」な「劣等性」を「科学的」に説明し、黒人に白人と同等の教育機会を提供しても黒人の「遺伝的」な限界を乗り越えることは難しいとの見解を示すことによって、人種隔離政策の「正統性」を訴えた²⁴。

更に、多くの黒人が自律的な市民生活を送るうえで基本的な教育水準に達していなかったという事実は²⁵、皮肉にも黒人の「人種的劣等性」と「教育可能性の限界」を主張する白人優越論の妥当性を証明し、人種隔離政策の「正統性」を支える「客観的」な根拠となった。人種隔離政策は、白人優越論と結びつきながら「合法」かつ「正統」な制度として、アメリカ国民の市民生活に浸透していった。

5. 黒人の自発的服従、劣等感、諦念

では、黒人は、白人中心的な権力構造に組み込まれながら、いかに生きようとしたのだろうか。黒人は、社会化過程において、黒人を劣位にとどめようとする「人種間作法 (interracial etiquette)」という暗黙の社会規範を無意識的に内面化し、それを実践するようになる。歩道では白人に道を譲らな

なければならない、白人男性と話すときは sir をつけなければならない、読み書き能力や経済力（自動車や華美な服装など）を隠さなければならない、公共交通機関を利用するときは白人に順番を譲らなければならない、黒人男性は白人女性に接触してはならないといった社会規範を黒人は遵守しなければならなかった。もし黒人が白人の期待通りに従順な「アंकルトム」の役割を演じなければ、白人コミュニティから暴力を伴う制裁が発動された。制裁は「逸脱者」を罰するのみならず、みせしめ的な「公的儀式」²⁶を通じて、黒人コミュニティ全体に人種主義的規範を刻み込み、白人中心的な社会秩序を回復させる働きをした²⁷。

白人と黒人の間でこのような序列関係が成立するとき、黒人は自己否定の感情をもつようになる。デュボイスによれば、アメリカにおいて、黒人は「あるがままの自己を意識すること」は許されず、自らの心身に刻み込まれた白人の視線を通じてのみ、自己を認識することができる。社会化を経て白人優越論を内面化した結果、黒人は人種的自尊心と一貫性のあるアイデンティティをもつことが困難な「二重意識（double-consciousness）」という心理状態に陥ることになる²⁸。更には自らの身体にまで否定的感情を抱き、黒い肌を白くする薬品、縮毛を直毛にする薬品を使用する黒人さえいた²⁹。黒人は、人種的劣等感に基づく自己否定的な行為を反復することによって、図らずも白人優越論の「正統性」を支え続けた。

では、黒人は、白人優越論の「正統性」を否定し、人種的自尊心を獲得すべく、高い学業達成や経済的成功を目指すということはなかったのだろうか。現実には、個人の努力で乗り越えられるほど単純な問題ではなかった。多くの黒人は、人種隔離政策や白人優越論によって教育機会を剥奪されたために、労働市場が求める基本的な技能や知識を獲得することができず、運よく雇用されても厳しい労働条件を強いられた。このように、黒人は自分が生きる境遇を改善するために必要とされる資源を連鎖的に奪われていったのである。

更に、黒人は、学業達成や経済的成功を目指して努力を重ねるといった動機そのものが損なわれていたことも指摘しなければならない。黒人家庭や黒人コミュニティにおいて、自分が見習うべき成功モデルが不在であったため

に、多くの黒人は、継続的な努力がもたらす成果を展望できない状況にあった。それゆえに、黒人が「自力で何かを達成する能力、更には＜成功＞を目指す動機を備えていない」のは、乗り越えがたい文化的な「欠陥」に原因があると説明する社会心理学的アプローチがあったが³⁰、このような「貧困の文化」は、黒人家庭や黒人コミュニティそのものに内在的に起因するのではなく、長い歴史のなかで、黒人から連鎖的に資源を剥奪し続けた白人中心的な権力構造の累積的帰結として説明されなければならないだろう。

議論を黒人の諦念に戻してみよう。黒人が人種隔離政策によってあらゆる機会を剥奪された結果、無力感を強め、努力することの意味を見失い、更には白人優越論が期待する「アंकルトム」的な行為を実践するとき——更には怠惰で利根的な欲望におぼれ、自暴自棄的な行動に走ることさえありうる³¹——、皮肉にも自らが生きていくための選択肢を次々と失い、白人と黒人の支配-従属の序列構造は固定化される。つまり、黒人が自己否定的な行為を反復し続けることで、白人中心的な権力構造が再生産されるのである。

6. 黒人の抵抗可能性と公民権運動の戦略性

とはいえ、黒人が常に白人中心的な権力構造の「操り人形」であったかというところではない。S・カーマイケルとC・ハミルトンが「抑圧があるところには抵抗がある」³²と指摘するように、白人が期待する「アंकルトム」を演ずることを拒絶する黒人も少なからずいた。L・リットワックは、白人家庭で働く黒人家政婦の発言を次のように紹介している。「唾を吐いたビスケット、小便を入れたコーヒーをやつらに出したのは1回や2回ではないわ」³³。この黒人家政婦の「逸脱行為」が示すように、白人中心的な権力構造においては、常に白人の権力行使に対する黒人の反作用が働きる。つまり、黒人は、白人に対して従順な姿勢を示すのみならず、抵抗的な行為を遂行することも可能性としてありうるのである。

また、アフリカ大陸への「想い」と結びついたブルースなどの集合的な文化実践を通じて、肯定的な人種的アイデンティティや人種的自尊心を高める黒人も少なくなかった。黒人教会も、宗教的空間にとどまらず、集合的な黒

人アイデンティティを惹起し、黒人の権利意識と平等要求を触発しうる政治的意味をもっていた³⁴。

ただし、以上のことは、白人中心的な権力構造に対する黒人の抵抗が無条件に顕在化し、そのまま社会変革をもたらすということを意味しない。むしろ、大半の黒人は、白人中心的な権力構造に組み込まれているがゆえに、それに対する疑問を抱くことなく、慣習的に同調的行為を反復するだろうし、自分が生きる境遇に不満を抱いても、実際に異議申し立てに至るとは限らない。もちろん、異議申し立てに至るにしても、その要求がそのまま実現する可能性は決して高くはない。実際に、ルーズベルト大統領によって「自由の戦争」と位置づけられた第二次世界大戦が終わり、欧米諸国がファシズムや帝国主義から解放された一方、黒人は自分たちがアメリカ国内でなおも自由を奪われ続けている現実に強い疑問を抱き、アメリカ民主主義の偽善をより強く意識するようになったものの³⁵、すぐには黒人大衆の組織的な異議申し立てに発展するには至らなかった。

しかし、1950年代に入ると、黒人を取り巻く状況に大きな変化が現れる。1954年のブラウン最高裁判決で、公立学校における人種隔離政策は違憲であるとの司法判決が示され、プレッシー判決以来の判例となっていた「隔離すれども平等」原則が斥けられた。これを契機として1955年にアラバマ州モントゴメリーで、黒人利用者に対するバス会社の人種差別に抗議するバスボイコット運動が始まった。バスボイコット運動は、キング牧師やローザ・パークスを中心としながら、数多くの黒人大衆が自発的に参加した結果、バス会社の収益を大きく削減し、約1年後にバス会社による人種差別を廃止させることに成功した。更に、バスボイコット運動の成功は、他地域の黒人大衆にインスピレーションを与え、広範囲にわたる公民権運動を活性化させる歴史的契機となった³⁶。

では、公民権運動において、どのような資源動員や戦略が有効であっただろうか。第一に、集散的資源の戦略的動員である。地域によっては、白人よりも黒人の人口の方が多かったことから、黒人大衆の組織的な異議申し立ては大きな圧力になりえた。しかし、全米人口比で約1割に過ぎない黒人だけではアメリカ社会や国政を動かすには及ばない。そこで、黒人のみならず、

白人をも動員する戦略が重要な意味をもつことになる。公民権運動は人種差別の撤廃を主な目的としたが、黒人の偏狭な特殊利害ではなく、自由、平等、参加、正義といったアメリカにおいて尊重されてきた伝統的な民主主義の理念を訴えることによって、労働組合、学生団体、女性団体、ユダヤ人団体などの民族集団をも巻き込み、公民権政策の推進を支持する連合勢力を形成した。更には、公民権政策に肯定的な白人有権者が増えれば、連邦議員は、選挙戦略として公民権政策に否定的な姿勢を示しにくくなるため、包括的な利害を訴える戦略は、公民権法案の審議過程において重要な意味をもっていた³⁷。

第二に、アメリカにおける圧倒的な「力の非対称性」を逆手にとったメディア戦略である。ガンジーの思想を継承する公民権運動は、非暴力と不服従の運動方針に基づき展開されたのだが、警察や白人暴徒によって無防備の公民権運動参加者が一方的に暴行される様子が国内外に報道されたことから、アメリカ人種問題の深刻さが広く注目されるようになった³⁸。この展開は偶然的ではなく、予め計算されたものであった。公民権運動指導者のキング牧師は、効果的なメディア戦略を意識して敢えて子どもさえもデモ行進の前線に送り出したとも言われている³⁹。公民権運動は、非暴力と不服従を貫き、黒人の無力性と白人中心的な権力構造の暴力性を効果的に顕在化させることによって、アメリカ民主主義の「正統性」を揺るがし、広く支持を集めることに成功した。

7. アメリカを取り巻く特殊な時代状況

黒人の抵抗や公民権運動の戦略性に関する以上の議論は、ダールやギデンズの権力構造や社会変革に関する理論を踏まえて展開した。だが、圧倒的に劣勢であったはずの黒人が公民権運動を優位に展開した戦略性を理解するためには、もう一步議論を進めて、第二次世界大戦後のアメリカを取り巻く特殊な時代状況にも言及しなければならない。

1945年、第二次世界大戦が終わると、アメリカなど安保理常任理事国を中心として国際的な人権レジームの形成が始まった。たとえば、国連人権委員会の創設（1946年）、普遍的人権の保障を謳った世界人権宣言（1948年）

などを挙げることができるだろう。他方、このように欧米主導で新たな国際秩序の構築が進行するなか、インド独立（1947年）、バンドン会議の開催（1955年）などに示されるように、人種差別や植民地支配に対する非白人諸国の異議申し立てが世界的に広がっていった。また、1950年には、欧米諸国の植民地支配から独立し、国家主権を勝ちとった新興国が増加したこともあり、非白人諸国が国連加盟国の半数を占めるに至っている。このような国際情勢にあつて、欧米諸国は、国連を中心とする新たな国際秩序の正統性を確立するためにも、植民地支配や人種差別に対する世界的な異議申し立てを軽視できなくなった。

このような新たな国際秩序が構築されるなか、アメリカも自国が抱える人種問題を直視せざるをえなくなった。折しも、冷戦対立が深刻化するなか、ソ連がアメリカの人種差別を利用した反米プロパガンダを展開したことから、アメリカは、新興国が反米感情を抱き、共産主義に傾倒することを警戒していた⁴⁰。

公民権運動は、このような新たな世界秩序に対峙するアメリカのジレンマを適切に読み取り、上述した非暴力直接運動とメディア戦略を通じて、巧みに白人中心的な権力構造の暴力性を露呈させる戦略を展開した。この結果として、アメリカ国民のみならず、国際社会もアメリカ民主主義の偽善に強い疑問を抱き、アメリカに対する批判を強めていった。アメリカは、経済的、技術的、軍事的のみならず、道徳的にも共産主義より優れていることを国際社会に示したいという外交戦略的な動機から、国内の人種問題の解決に取り組みざるをえなくなった。実際に、1950年代には、上述のブラウン判決をはじめ、人種問題をめぐる国政の方向転換や公民権政策の展開をみることになるが、自己内発的というよりは、人種差別や植民地支配に対する異議申し立ての世界的な広がり、冷戦イデオロギー対立の深刻化といった国際情勢に対応したアメリカの現実主義的な外交戦略と切り離しては説明できない⁴¹。公民権運動が展開した戦略は、新たな世界秩序におけるアメリカの国益と公民権政策の推進を結びつけた点でとりわけ効果的であったと言えよう。

8. 新たなアメリカ民主主義の再建

他方、人種平等の実現を目指す公民権政策にすべてのひとが同意していたのではなかった。南部州政府、南部民主党議員、白人コミュニティは、「個人の自由」「州の主権」を侵害する「共産主義的」「全体主義的」「非米的」な対応であるとして、一連の公民権政策に対して否定的な主張を繰り返した⁴²。しかし、公民権コミッションや公民権団体によって、人種主義的動機に基づく犯罪（放火、リンチ、殺人など）、人種隔離政策、投票権剥奪などに関する調査報告が作成されていたし、何よりも公民権運動参加者が警察や白人暴徒に襲撃されている様子がマスメディアによって報道されていたことから、公民権政策を「共産主義の陰謀」と捉える公民権政策反対派の主張は、国内外において説得力を失っていった。

黒人は、白人中心的な権力構造に組み込まれ、あらゆる資源を剥奪されるなど、圧倒的に劣勢であったが、非暴力直接運動とメディア戦略によって国内外に人種差別の暴力性を露呈し、アメリカ民主主義の正統性を揺るがした結果として、連邦政府や連邦議会が人種差別の解決に取り組まざるをえない状況をつくりだした。南部州政府、南部民主党議員、白人コミュニティによる激しい反発が続く一方、1950年代半ばから公民権運動が広範囲で活発化し、国内外で人種平等の実現を訴える圧力が高まるなか、連邦議会で1964年公民権法、1965年投票権法が成立した。

アメリカ民主主義は、黒人の行為によって別様にありうる。黒人は、自発的服従を反復することによって、白人中心的な権力構造の再生産を媒介するかもしれないし、逆に、限られた資源を戦略的に動員することによって、白人中心的な権力構造を揺るがし、新たなアメリカ民主主義の再建を推進する力になるかもしれない。つまり、白人中心的な権力構造の再生産と社会変革の可能性は、黒人の行為と関連していることが明らかになる。黒人が別様に行為すれば、白人中心的な権力構造も別様になりうる可能性を読み取ることができるだろう。

更に述べるならば、アメリカ民主主義は、自国民や国際社会に向かって普遍性と正統性を訴えている以上、多様な利害に応答せざるをえないことか

ら、国内外情勢によって流動的になり、ときに正統性危機に陥りやすいという逆説が働くことがある。アメリカが「世界で最も優れた民主主義」を誇りに思っているからこそ、黒人がアメリカ民主主義を揺るがし、またその再建に関わることが可能になったと言えるだろう。

黒人は、白人中心的な権力構造の「操り人形」ではなく、能動的な行為主体として、アメリカのリアリティを戦略的に生きる存在である。

註

¹ 本稿は、2012年1月14日に開催された立教大学アメリカ研究所主催「アメリカの社会とポピュラーカルチャー研究会」における報告内容を基にしている。司会者の生井英考氏、コメンテータの明戸隆浩氏、オーディエンスより有益なコメントを頂くことができた。また、2009年3月28日、Organization of American Historians 年次大会（University of Washington）で“A Sociological Understanding of ‘American Democracy’ during the 1950s and 1960s”と題した報告を行なった際には、オーディエンスとの議論のなかで、構造と行為の連関に関する貴重なコメントを頂いたことも併せて記しておきたい。なお、本稿の執筆に際しては、立教大学アメリカ研究所の奥村理央氏より多大な学術的助力を頂いた。この場を借りて、多くの方に感謝申し上げたい。

² カール・マルクス & フリードリヒ・エンゲルス（古在由重訳）『ドイツ・イデオロギー』（岩波書店、1845-46=1956年）66頁。ただし、原著に照らして、訳の一部を変更した。

³ ルイ・アルチュセール（河野健二・田村俣・西川長夫訳）『マルクスのために』（平凡社、1965=1994年）182頁。

⁴ ルイ・アルチュセール（西川長夫訳）『再生産について——イデオロギーと国家のイデオロギー装置』（平凡社、1995=2010年）。

⁵ Graeme Turner, *British Cultural Studies: An Introduction* (New York: Routledge, 1990), 61.

⁶ Antonio Gramsci, *Selections from the Prison Notebooks* (London: Lawrence and Wishart, 1971), 276.

⁷ Robert Dahl, *Polyarchy: Participation and Opposition* (New Haven: Yale University Press, 1971), 95.

⁸ Robert Dahl, *Who Governs?: Democracy and Power in an American City* (New Haven: Yale University Press, 1961), 226.

⁹ *Ibid.*, 233.

¹⁰ Dahl, *Polyarchy*, 102.

¹¹ Dahl, *Who Governs?*, 228.

12. Robert Dahl, *A Preface to Democratic Theory* (Chicago: University of Chicago Press, 1956), 125.
13. Anthony Giddens, *The Constitution of Society: Outline of the Theory of Structuration* (Cambridge: Polity Press, 1984), xxxi.
14. *Ibid.*, xx.
15. *Ibid.*, xxi, 25, 169-171.
16. Anthony Giddens, *Central Problems in Social Theory: Action, Structure and Contradiction in Social Analysis* (Berkeley: University of California Press, 1979), 93.
17. Anthony Giddens, *A Contemporary Critique of Historical Materialism* (London: Macmillan Press, 1981), 222-226.
18. 本田創造は、「1人の黒人を新大陸にもたらずまでには5人の黒人が途中で死んだ」というデュボイスの記述をもとに、総計7,000万人のアフリカ黒人が母国から奪い去られたと推計している。本田創造『アメリカ黒人の歴史』（岩波書店、1964年）36頁。
19. 1877年、ヘイズ共和党大統領候補は、南北戦争以降、駐留していた北部軍を南部州から撤退することをティルデン民主党大統領候補に約束する代わりに大統領に就任することに成功した。この政治密約は「ヘイズ＝ティルデンの大妥協」と呼ばれるが、これをもってリコンストラクションは破綻したと一般的には理解されている。
20. Leon F. Litwack, *Trouble in Mind: Black Southerners in the Age of Jim Crow* (New York: Vintage, 1999), 106.
21. Stetson Kennedy, *Jim Crow Guide: The Way It Was* (Boca Raton: Florida Atlantic University Press, 1990), 178.
22. U.S. House of Representatives Hearings before Subcommittee No.5 of the Committee on the Judiciary, *Civil Rights*, (U.S. Government Printing Office, 1959), 663.
23. Andrew Hacker, *Two Nations: Black and White, Separate, Hostile, Unequal* (New York: Ballantine Books, 1995), 33.
24. W.E.B. Du Bois, *Color and Democracy: Colonies and Peace* (New York: Harcourt, 1945) 25; 本田量久「W・E・B・デュボイスと人種の排除構造——世界的文脈のなかで」『社会学史研究』第27号（日本社会学会、2005年）55頁；C. Vann Woodward, *The Strange Career of Jim Crow* (New York: Oxford University Press, 1974), 18.
25. 黒人の有権者登録手続きを支援した公民権団体SNCCのR・モーゼスは、「大半の黒人が有権者登録申請書に必要な事項を記入できないほど識字能力に問題があった」と報告している。U.S. House of Representatives Hearings before Subcommittee No.5 of the Committee on the Judiciary, *Civil Rights* (U.S. Government Printing Office, 1963), 1260.
26. Litwack, *op. cit.*, 285.

27. Hacker, *op. cit.*, 202.
28. W.E.B. Du Bois, *The Souls of Black Folk* (New York: Bantam Books, 1903), 3.
29. Richard Wright, *The Color Curtain: A Report on the Bandung Conference* (Jackson: University Press of Mississippi, 1956), 185-188.
30. Douglas G. Glasgow, *The Black Underclass: Poverty, Unemployment and Entrapment of Ghetto Youth* (New York: Vintage, 1981), viii.
31. たとえば、都市部の黒人アンダークラスにおいて、教育機会の放棄、無職男性の増加、十代の妊娠や未婚の母の増加、福祉依存、薬物乱用、窃盗や暴行といった犯罪行為など、さまざまな社会病理が累積的に蔓延することがある。イライジャ・アンダーソン（奥田道大・奥田啓子訳）『ストリート・ワイズ——人種／階層／変動にゆらぐ都市コミュニティに生きる人びとのコード』（ハーバースト社、1990=2003年）4頁。
32. Stokely Carmichael and Charles V. Hamilton, *Black Power: The Politics of Liberation in America* (New York: Vintage, 1992), 194.
33. Litwack, *op. cit.*, 171.
34. チャールズ・P・ヘンリー（河田潤一訳）『^{アフロ・アメリカン}アメリカ黒人の文化と政治』（明石書店、1990=1993年）31-76, 152-153頁。
35. Azza Salama Layton, *International Politics and Civil Rights Policies in the United States, 1941-1960* (Cambridge: Cambridge University Press, 2000), 32.
36. R. Kent Rasmussen, *Farewell to Jim Crow: The Rise and Fall of Segregation in America* (New York: Facts on File, 1997), 152.
37. 本田量久『「アメリカ民主主義」を問う——人種問題と討議民主主義』（唯学書房、2005年）374-375頁。
38. Mary L. Dudziak, *Cold War Civil Rights: Race and the Image of American Democracy*, (Princeton: Princeton University Press, 2000), 118; Layton, *op. cit.*, 110.
39. Harvard Sitkoff, *The Struggle for Black Equality: 1954-1992*, (New York: Hill and Wang, 1993), 126-127.
40. Dudziak, *op. cit.*; Layton, *op. cit.*; 本田『「アメリカ民主主義」を問う』; Kazuhisa Honda, "Postwar Civil Rights Politics in the United States: Understanding the Dynamics of Democratization from a Global Perspective," *Nanzan Review of American Studies* 31 (2009), 179-193.
41. Dudziak, *op. cit.*, 104.
42. 本田『「アメリカ民主主義」を問う』183-189頁。

